

告 示

埼玉県告示第五百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成三十年度及び平成三十一年度において埼玉県が締結する埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成三十年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 一般競争入札参加資格者

埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する審査（以下「資格審査」という。）を受けた結果、資格を有する者として認定を受けた者（以下「一般競争入札参加資格者」という。）とし、知事は、一般競争入札参加資格者を県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格登録名簿に登載するものとする。

二 資格審査の認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ 十三年又はヘに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から二年を経過しない者

ニ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

ホ 次のいずれにも該当する者

- (1) 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を受けていない者又は当該免許若しくは許可を受けて二年以上経過していない者
- (2) 道路運送法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を受けていない者又は当該免許若しくは許可を受けて五年以上経過していない者

- (3) 道路運送法第三条第二号に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を受け

た期間が、通算で五年未満の者

へ 運行業務に必要な許可を受けられない者

三 資格及び格付

資格は、業務の規模及び契約金額に応じて、A、B及びCの三等級に区分して定める。

四 資格審査

資格審査は、次に掲げる事項について行う。

イ 売上額

ロ 経営規模

(1) 自己資本の額

(2) 道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車の台数

(3) 従業員の数

ハ 経営状況

(1) 流動比率

(2) 総資本経常利益率

(3) 固定資産自己資本比率

二 営業期間

ホ 免許、許可又は過去の業務実績

ヘ 障害者の雇用の状況

ト ISO14001の認証取得状況

五 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式の申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

イ 一般競争入札参加資格審査項目票

ロ 営業経歴書（営業を開始した日から現在までの営業経歴を記載したもの）

ハ 営業所一覧表

二 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1) 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(2) 決算報告書の写し（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあっては、提出可能な決算に関するもの）

ホ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

- (1) 市町村長（特別区の区長を含む。）が発行する身分証明書の写し
- (2) 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被保佐人又は被補助人につきては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）
- (3) 所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）
へ 県民税及び事業税の納税証明書（申請日の直前一年間の事業年度に係るもの）
（法人県民税及び事業税につきては埼玉県内の事業所に係るもの、個人県民税につきては埼玉県内の住所地に係るもの）
- ト 消費税及び地方消費税の納税証明書
- チ 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者のみ）
- リ 障害者の雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者で障害者の雇用を行つてある場合のみ）
- ヌ ISO14001認証取得登録証の写し（認証取得登録を受けている場合のみ）
- ル 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ）
- ヲ 在籍証明一覧表
- ワ 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し（一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの）
- カ 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書
- 六 申請書の配布及び提出場所
- 〒三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県
府第二庁舎十階 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当
電話〇四八一八三〇一六八八五
- 七 資格審査の申請時期
- 八 申請者は、隨時に、申請書を知事に提出することができる。
申請者への通知
- 九 知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする。
資格の有効期間
- 十 資格を認定した日から平成三十二年三月三十一日までとする。
申請書等の作成に用いる言語等
- イ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票は、日本語で作成しなければならない。また、それ以外の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文

を付記し、又は添付しなければならない。

- 口 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票の金額は、日本国通貨により表示しなければならない。また、それ以外の書類で外国通貨により金額を表示してあるものは、日本国通貨に換算した金額表示を付記し、又は添付しなければならない。

なお、日本国通貨への換算に当たつては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

十一 資料の提出要求等

知事は、資格審査に際し必要があるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

十二 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつた場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- イ 商号、名称又は氏名
- ロ 代表者又は代理人
- ハ 住所又は所在地（代理人の住所又は所在地を含む。）
- ニ 印鑑（実印、使用印又は代理人印）
- ホ 資本金の額
- ヘ 電話番号及びファクシミリ番号
- ト 登録、免許、許可等に関する事項
- チ 障害者の雇用の状況
- リ ISO 14001の認証取得状況

十三 資格の取消し

知事は、一般競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格の認定を取り消すことができる。

- イ 一二イ、ロ又はニのいずれかに該当する者となつたとき。
- ロ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。
- ハ 申請書又はその添付書類等に故意に虚偽の事項を記載したとき。
- ニ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。
- ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から告発又は排除措置命令を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたとき。

へ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項の規定により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めたとき。

ト 安全運行の確保が困難であると認められるとき。

別記様式

新規・更新

処理欄	受付日 年　月　日	市町村	登録番号
-----	--------------	-----	------

処理欄には記入しないでください。

埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格審査申請書

埼玉県が行う平成30年度及び平成31年度の埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて資格審査を申請いたします。

また、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを宣誓します。

平成　年　月　日

(宛先)

埼玉県知事

申請者(〒　　-　　)

住所又は所在地

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職・氏名

印

電話番号(　　-　　)

○添付書類

- ※1 一般競争入札参加資格審査項目票
 - ※2 営業経歴書（営業を開始した日から現在までの営業経歴を記載したもの）
 - ※3 営業所一覧表
 - ※4 申請者が法人の場合：次に掲げる書類
 - (1) 商業登記法第10条第1項に規定する登記事項証明書
 - (2) 決算報告書の写し（申請日の直前1年間の申告に係るもの）
 - ※5 申請者が個人の場合：次に掲げる書類
 - (1) 市町村長（特別区の区長を含む。）が発行する身分証明書の写し
 - (2) 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被保佐人又は被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）
 - (3) 所得税確定申告書等の写し（申請日の直前1年間の申告に係るもの）
 - ※6 県民税及び事業税の納税証明書（申請日の直前1年間の事業年度に係るもの）（法人県民税及び事業税にあっては埼玉県内の事業所に係るもの個人県民税にあっては埼玉県内の住所地に係るもの）
 - ※7 消費税及び地方消費税の納税証明書
 - 8 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者のみ）
 - 9 障害者の雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者の雇用を行っている場合のみ）
 - 10 ISO14001認証取得登録証の写し（認証取得登録を受けている場合のみ）
 - 11 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ）
 - ※12 在籍証明一覧表
 - ※13 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し（一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの）
 - 14 同意書（被保佐人、被補助人又は未成年者の場合のみ）
- (注) 番号の前に※印を付してある書類は、添付を省略することができないものです。

1 使用印鑑

A large, empty rectangular frame occupies most of the page, positioned on the left side. It is defined by a single black border and contains no internal content.

(注)「使用印鑑」とは、入札書、見積書、契約書及び請求書に押印する印鑑です。

2 申請日直前の事業年度2年間における契約状況

(1) バス業務

(2) バス業務以外

発注者	業務の内容	契約金額	契約期間又は契約日

(注) 1 2年間における主な業務で、契約金額の高いものから記載すること。

2 契約が毎年更新されている場合も、合算せずに契約ごとに記載すること。